

千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料に関する支援を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図るために給付金を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象施設等 満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等のうち別表1に定める基準を満たすもので、次に掲げる施設等ではないもの。

ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設

イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設

ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（子育てのための施設等利用給付（法第30条の2）を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設を利用する満3以上の小学校就学前の幼児の数の概ね半数を超えない施設等は除く。）

(2) 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する保育等に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用。）の類ではないもの。

(3) 対象幼児 本市の住民のうち、対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月（以下、「当該利用月とする」）の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児。

ア 当該利用月において子どものための教育・保育給付（法第11条）を受けている者。

イ 当該利用月において子育てのための施設等利用給付を受けている、又は受ける予定のある者。

ウ 当該利用月において企業主導型保育事業（法第59条の2）を利用している者。

(4) 集団指導 本市が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うこと。

(基準適合審査の申請)

第3条 本事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は、千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出することとする。

(対象施設等の決定)

第4条 市長は、前条に規定する対象施設等基準適合審査申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書（様式第2号）により、申請を却下したときは千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書（様式第3号）により、申請を行った事業者に通知することとする。

(在籍状況の報告)

第5条 対象施設等は、毎年5月1日及び3月1日における対象幼児の在籍状況について、それぞれの月の月末までに、様式第1号付表により市長に報告することとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第6条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により第4条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

(対象費用)

第7条 給付金の対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

(給付基準額)

第8条 対象幼児1人当たりの給付基準額は、1月につき、2万円とする。ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3カ年の平均月額利用料(10円未満の端数がある場合は切り捨て。)が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料とする。

(給付金の額)

第9条 給付金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と月額の給付基準額のいずれか少ない額とする。

(給付金の支給申請等及び申請期限)

第10条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書兼請求書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長が別に定める日までに、市長に提出することとする。

2 対象施設等は、前項の申請にあたり、対象幼児の保護者に対して事前に本市の請求方法等を周知するとともに、「領収証兼提供証明書」または「提供証明書」及び「領収証」を交付することとする。

(支給決定等)

第11条 市長は、前条に規定する支給申請書の提出があったときは、その内容を審査して給付金を支給することを決定したときは、千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書(様式第5号)により、支給しないことを決定したときは、千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書(様式第6号)により、対象幼児の保護者に通知することとする。

(支給の方法)

第12条 給付金は、対象幼児の保護者から指定された金融機関の口座へ、千葉市から直接振り込むことにより支給することとする。

(支給決定の取消し)

第13条 市長は、対象幼児の保護者又は対象施設等が偽りその他不正な手段により、対象幼児の保護者が給付金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、千葉市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書(様式第7号)により対象幼児の保護者に通知する。

(給付金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係書類の整備)

第15条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管することとする。

(給付金に関する報告等)

第16条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給決定を受けた対象幼児の保護者又は代理人に対し報告を求め、または調査することができる。

(指導・監査)

第17条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から、特に必要と認める場合、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

2 市長は、制度改正や、過去の指導事例等に基づき指導等が必要と認められる場合に、集団指導による指導を行うことができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 令和4年度に限り、第4条の規定による対象施設等としての決定又は却下については、市長が必要と認めた場合に限り、申請のあった日より前の日に行うことができる。

別表1（第2条関係）対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数	<p>集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上とする。</p> <p>ただし、常時2人を下回ってはならない。</p>
2. 集団活動に従事する者の資格	<p>（建物がある場合）</p> <p>集団活動に従事する者の概ね3分の1は（集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人）、幼稚園教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状を言う。）を有する者、保育士若しくは看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者又は都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4第1項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設等に限る。）であること。</p> <p>（建物がない場合）</p> <p>上記に加え、集団活動に従事する者の概ね2分の1は以下を満たすよう努めること</p> <p>（1） 2年以上の自然体験活動の経験のある従事者とする</p> <p>（2） 救急救命講習など、子どもの生命と安全を確保するための講習を受講すること</p>
3. 設備等	<p>（建物がある場合）</p> <p>（1） 集団活動を行う部屋（以下、「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備）及び便所（手洗設備を含む。）があること。</p> <p>（2） 集団活動室の面積は、概ね幼児1人当たり1.65㎡以上であること。</p> <p>（3） 必要な遊具、保育用品等を備えること。</p> <p>（建物がない場合）</p> <p>（1） 荒天時に避難可能な構造物及び設備があること。</p> <p>（2） 便所（手洗設備を含む。）があること。</p> <p>（3） 危険防止や遭難防止の措置がとられていること。</p>
4. 非常災害に対する措置	<p>（建物がある場合）</p> <p>（1） 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>（2） 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対し月1回程度定期的な訓練を実施すること。</p> <p>（3） 集団活動室を2階に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物。集団活動室を3階に設ける建物は、耐火建築物とすること。</p> <p>（4） 非常用物資の備蓄に努めること。</p> <p>（建物が無い場合）</p> <p>（1） 活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要と考えられる措置をとること。</p> <p>（2） 非常災害に対して、活動の環境に対応した具体的計画を立て、これに対し月1回程度定期的な訓練を実施すること。</p> <p>（3） 非常用物資の備蓄に努めること。</p>

5. 集団活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 各施設の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6. 給食（給食を実施している場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。 (2) 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。
7. 健康管理・安全確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。 (2) 賠償責任保険に加入すること。 (3) 幼児が傷害保険に加入するよう努めること。 (4) 必要な医薬品その他の医療品の常備に努めること。 （建物がない場合） <p>上記に加え、以下を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 医師や消防署、警察署への協力要請を行うように努めること
8. 利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うとともに、ホームページやSNS、広報誌などで活動の内容を市民に公開すること。</p>
9. 職員・幼児の帳簿の整備	<p>職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。</p>
10. 会計処理	<ul style="list-style-type: none"> (1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。 (5) 過去2年度分の決算書類が閲覧可能であること
11. 事業実績	<p>令和4年4月時点で3年以上の実績があること。</p>